

和泉流改正狂言小考

— 三宅本・万歳家本・藤江本紹介・検討 —

田口和夫

はじめに、改正ということ

国立能楽堂二〇一七年一月定例公演に野村萬師が〈鞍馬参〉を演じられることになり、萬師とともにその台本検討を行った。一六年一〇月にそれが完成して萬師が手書き台本を作成されたとき、標題の右肩に「改正」と書かれた。これは興味あることである。萬師上演台本について、数多くの修訂作業をしてきたが、「改正」と銘打たれたのは初めてだからである。〈鞍馬参〉は天正狂言本にも見え、そこでは現行に引き継がれる「福渡し」の呪文は存在するが、太郎冠者は鞍馬の御福の代わりに、実際に「磔」を渡して追い込まれることになる。近世以降の〈鞍馬参〉は「磔」Ⅱ「太郎冠者の不奉公」という部分を捨ててしまいい、「鞍馬参ハ脇狂言ナル故祝言ノ習有」（鷺流・享保保教本）

と、脇狂言に位置付けるようになるのである。和泉流現行では、太郎冠者が主をなぶつて福を渡すという趣旨で福渡しをするけれども、留めは明らかに祝言の留めになっている。いささかの齟齬があると言えよう。今回は「巧者ノ老人杯ハ仕所有故主ノ方仕手ニスル」（享保保教本）と同じ発想で萬師がシテ主の役となったが、併せて〈末広かり〉的脇狂言にしようというこゝとで手を入れたのである。萬師は自然に書かれたのだが、部分的修正ではなく根本的な改訂ということで、「改正」に値する作業だったと今では思っている。

「改正」ということで、もう一つ連想されるのは関西大学図書館蔵井狩辰吉狂言本に見える「改正」である。これは『公儀江書上 名寄 全』とする一冊中に「明治三十年改席長」とある部分で、「近來改正差加之部」として「呼声」以下計二〇曲、「習

之部」として「毘沙門・箕被・木六駄・莫争・月見座頭・蜘蛛

人」の六曲、「重習之部」として「庵梅・狸腹鼓」の二曲、総計二十八曲の目録がある。これは周知の明治三年、大藏流の有力弟子たちが合議して、大藏流に新たに組み入れた狂言三十一曲（『大藏家之記』に含まれるものである。これをまずは「改正」と称していたのである。後にこれは「新政」と改称されたように、同じく井狩本の三冊本『新政 狂言本 三冊』では「改正狂言」と初め記しながら「改正」を朱で「新政」と改めた部分がある。「新政」はこねれない表現だが、従来のレパートリーに無かったものを新たに加えるとき「改正」とするのは、理屈に合わないと考えたのであろう。従来存在していたものに抜本的修正を加えたとき、従来無かったものを加えたとき、「改正」とする発想はあり得たのである。

「改正」「新政」いずれにせよ、そうしたいと考える基本には、現状に問題ありと認識し、より良く改善したいという意志が存在する。そのような意志は、対象となる狂言に真摯に向き合うこととすることから生まれてくるものである。そうして創造された「改正狂言」は広く共有され、発展させられることが望ましい。

幕末に和泉流の中で、「改正狂言」と称するものが生まれてきた。これを検討することは、現在の狂言のあり方についても一

石を投ずることになる筈である。

I 伊藤正義氏による「改正狂言」紹介

和泉流における「改正狂言」の存在について最初に言及されたのは伊藤正義氏である。伊藤氏は「明治・大正期の京都における和泉流狂言」（『中世文華論集第二巻』所収、初出『人文研究』昭和六十二年十二月）において、南大路家旧藏文書（現、法政大学能楽研究所蔵）中の南大路惟顕（玄叟）による「三宅惣三郎との往復書簡」ならびに「資料 南大路家蔵狂言関係伝書目録」に見える「改正狂言」について指摘された。また、紹介の後に、「改正狂言のことについては、まだ狂言研究の対象になっていないようであるが、別記資料（田口注、「目録」のこと）中にもその曲の一覧が掲げられており、今後に俟ちたい」と記されている。幕末・明治の狂言については、私を含む狂言研究者の主たる研究対象になっただけでなかったこともあって、その後、これについての研究はなされていなかった。本稿によって、いささかでもこれを進展させ、狂言研究者としての責を果たしたいと思う。

先ず、伊藤氏が紹介された往復書簡から必要部分を引く。

一 枕物狂、比丘定、庵ノ梅、相伝ノ節ハ、一番ニ付何程。
是ハキマリ無之候。又人ニヨル事。シカシ近年ハ先一番ニ付千疋と定ル事。

一 過日モ御尋申上置候釣狐相濟候得バ、金岡相勤候テモ宜敷ユヘ、金岡相濟候得バ、改正狂言靱猿、杭ケ人ケ、二番附物ユヘ、金岡ハ相濟不申候トモ、釣狐相濟候得バ、二番ノ改正狂言ハ勤候テモ不苦候ヤ、又相不成候ヤ、御尋申上候。

○右二番相濟申候人ハ不苦候。一番之人ハ式百疋ツ、。改正狂言ハ、靱猿、杭ケ人ケ、煎物、鞠座頭、三人片輪、業平餅、薩摩守、其外何々ニ御座候ヤ、御尋申上候。

○棒縛。

一 加州公ニテ出来狂言、鬼丸、唐人子宝、呼声、見物左衛門、孝心竹、祖父俵、出家狩人、其外何々ニ御座候ヤ、御尋申上候。

○ワライ祖父、シカぞなく。

次に目録から引く。

和泉流秘書 横本一冊

○四十四丁より「狂言目録」、計二百四十七曲の外に「狸

腹鼓」を置く。また、「別」として「鬼丸」以下二十八曲、「改正物」として「三人片輪、靱猿、杭ケ人ケ、業平餅、煎物、鞠座頭、猿座頭、棒縛、薩摩守、不聞座頭」の十曲を掲げる。

往復書簡は伊藤氏の考証によって、明治十五年の年末頃、南大路惟顕（芸名、皆見応二、玄叟）と三宅惣三郎（三宅庄市の養嗣子）との間に交わされた物と知られる。南大路家所蔵の三宅派台本が『狂言集成』『狂言三百番集』の底本であることは知られているが、これはそれと一具の文書である。野村万蔵家に伝わる通称「加賀狂言」については今回の考証外であるが、「改正狂言」と似たような存在として受け止められていたことがうかがわれる。さて、往復書簡は習物上演についての費用を問うているが、免状料と言つてよいのであろう。ここでまず注目されるのは、「改正狂言」が〈釣狐〉〈金岡〉と並ぶ習物と意識されている点である。〈釣狐〉は言うまでもなく狂言役者が一人前になるための関門で、三宅派では〈花子〉と並ぶ「大習」、〈金岡〉は〈枕物狂〉〈比丘定〉など「一番習」五曲の中に位置付けられる。これらと並ぶというのは、今日の感覚では重すぎると思えるのだが、実際にそのように運用されていた証拠がある。

『鴻山文庫藏能楽資料解題』下、第十一章狂言、五二その他、の17「三宅庄市免状〔浦野酒造宛〕一通」がそれで、「免状之一書一、〔改正〕業平餅 一、〔同〕鞆猿 右之狂言雖為当流之秘事執心依有之 可令相伝者也。如件。慶応二年寅正月 三宅庄市正信（花押） 浦野酒造宛」とする。この免状から、重要な事実が判明する。すなわち、①「改正狂言」が実際に習物とされていたこと。②明治維新以前の慶応二年（一八六六）の段階では成立していたこと。③三宅庄市がその免状を発行していたことの三点である。大政奉還直前のあわただしい時期ではあっても、当時存在していた和泉流家元ではなく、庄市がこれを発行していたのである。庄市が当時の和泉流を代表する実力者であり、独立性の高い三宅派であることを割り引いても、これは注目し値するものである。この段階で、「改正狂言」は三宅派、中でも庄市自身が関わり、改正していた可能性が高いと推量できる。庄市が狂言界の第一人者の位置を占めていた明治十五年の段階においても、「改正狂言」が機能しており、三宅惣三郎が関与していたことも、この推測を後押ししていると言えよう。

往復書簡と目録との間に曲数の齟齬があることに触れておこう。目録には十曲あるが、往復書簡には八曲しか載せない。ことに書簡では七曲を挙げて、その他にはと尋ねたのに対し、〈棒

縛〉一曲しか答えず、〈猿座頭〉と〈不聞座頭〉とを挙げないのである。これには意味があるろう。おそらく失敗作と考えたのではなかるうか。後に考察する。

伊藤氏は触れられなかったが、南大路家本には「改正狂言」の一冊が含まれている。また、伊藤氏の頃には知られていなかった「改正狂言」の台本が存在する。これらの概要をまず紹介しよう。

II 改正狂言台本三種

一、南大路家本。能研蔵南大路本、朱で百四十号と右上に記す。半紙本袋綴、仮綴。共紙表紙に「薩摩守・棒縛・業平餅・猿座頭」の四曲を併記し、全体の右肩に「改正」と記す台本である。表紙右下に南大路の印と「三宅」の署名がある。この署名は曲名並びに本文と同筆と認められる。もと三宅家所蔵と考えられる。以下「三宅本」と言う。

二、藤江又喜本。絹川豊田蔵、安田信一氏現蔵、絹川豊筆『秘書』横本一冊の内。14・4×20・3cm、目録より始まる一七六頁（二六一頁（頁は安田氏写真による）の「改正」狂言、所収八曲、「鞆猿、杭か人か、煎じ物、鞆座頭、薩摩守謡入、棒縛、

業平餅臺飾、猿座頭」。「鞞猿」に「改正」と頭書し、後の各曲はそれぞれ「同」とする。(似懺法)を九として挙げて、後に改正を意味する「同」を抹消している。以前、藝能史研究会例会(平成一八年八月十一日)で紹介した資料だが、今回は「改正」に絞って検討する。『秘書』奥付に「明治参拾六年夏 藤江又喜先生ノ許ヲ得テ写セシモノナリ 藤江門第 絹川豊」とあり、原本は藤江又喜の所蔵本であったことが判明するので、以下「藤江本」とする。始め〈鞞猿〉から〈鞠座頭〉までの四曲は本文詳細で、朱による型付けも含む。〈薩摩守〉から〈猿座頭〉の四曲は改正のポイント部分のみ記し、南大路の三宅本とほとんど同文的文章である。おそらく、これは伝承の経路を異にしており、後の四曲の方は三宅本(元本力)を写したものである。

三、野村万蔵家本。六冊。すべて半紙本袋綴、仮綴。複数曲を合冊したものの二冊。一曲のもの四冊。年記の古い方から仮にイロハ順とし、「野村イ本」のように呼ぶ。実は、はじめ一、二の資料によって検討を進め、万蔵家の現行演出ではそれぞれがどうなっているのか、萬師のご教示を受けようと、お稽古の傍ら「改正」の話を持ち出したところ、万蔵家にもあるとして提示されたのが、この六冊である。以前、五世万之丞(耕介)のもとでDVDを作成したとき、私が調査してはいるが、以来久

しく見ることが出来なかったものである。ご許可を得て検討し、併せて和泉流現行における扱いについて、ご教示を賜った。以下にはそれを含んだ私見を記す。

イ本 文化九年分冊野村本。表紙に「鞞猿・杭か人か」と併記し、「鞞猿」を朱で抹消して「此分フリ分ケ別冊ニ致事」と注して「杭か人か」を残す。左下に「野村」とする。文化九年(一八二二)の「野村」は文化八年狂言棟取役となった二世野村万蔵である。

ロ本 文化九年分冊野村本。イ本から分冊されたもので、表紙に「改正鞞猿」と記し、左下に「野村」とある。

ハ本 文化九年十一月野村本。表紙に「改正煎物 六儀」とし、右肩に「文化九年十一月」の年記、左下に「野村」の署名あり。奥に「于時文化九年申十一月写之」とする。別紙二紙を挟み込む。

ニ本 弘化二年四月野村直英本。表紙に「改正杭か人か」、右上に「弘化二年巳四月」、左下に「野村直英」とする。

ホ本 嘉永五年三月矢田本。表紙に「改正煎物、同杭か人か、同鞞猿」と曲名を併記し、右肩に「嘉永五年子三月写之」と書き、左下に「矢田庄兵衛」と書く。間に「替ノ煎物仕形附」とし、「右天保十五辰九月書ス」とする一紙を挟み込む。矢田庄兵

衛は万蔵家蔵「狂言稽古諸事控」（天保三年）・「釣狐アト文句書」（弘化四年）・「秘書花子」（嘉永二年）を記した人物であり、また、万蔵家蔵「山脇家由緒書略留」に天保十三年に三世万蔵直英が京都へ上ったとき、「万之丞并矢田屋庄兵衛同道致上京候事」と記される通り、矢田屋庄兵衛とも書く。准四世の万之丞と同行しているところから見て、万蔵家の重要な役者らしい。あるいは「矢田屋」は「八田屋」の異表記か。

へ本、安政六年五月野村本。表紙に「薩摩守、棒縛、業平餅、猿座頭」と併記し、全体の右肩に「改正」と記す。左下に「野村」と別筆で記す。この書は三宅本と文字、字配り、行数など全く同一で、同筆と認定できる。裏表紙内側に奥書あり、「安政六年五月 三宅庄市様より被遣候而 何方にて勤候義不指支仕形等工夫可致旨 申来候事」とある。安政六年（一八五九）時の「野村」は万蔵家三世の万蔵直栄、狂言棟取役、名人と称せられた人で、当時六十四歳である。「どこで勤めても差し支えない、演出等は工夫しなさい」というこの内容は面白い。先の「浦野酒造宛免状」とは大分に印象が違うからである。これ以前から万蔵家には「改正狂言」は伝えられていたので、安政のこの段階の文書は、あらためての印可といふべきものと解すべきであろう。金澤和泉流が大切だったのか、三世万蔵がそれほど

有力だったのか、あるいはその両方かは分からないが、この段階で万蔵家は改正狂言を自由に演じられる立場となったといえよう。

万蔵家本の存在によって、「改正狂言」は文化九年には三曲は成立しており、へ本ならびに三宅本は安政六年五月には成立していたことが判明し、安政にはほとんどの曲が成立していたと考えてよいであろう。改正者は三宅庄市と推定される。

Ⅲ 改正狂言の紹介と検討

南大路本百四十号は「三宅」署名本で、由緒正しい本である。所収四曲「薩摩守・棒縛・業平餅・猿座頭」で、改正ポイントにしばった書き方をしている。まず三宅本によって四曲を検討するが、万蔵家本・藤江本の注目すべき異文は（ ）に括弧で示す。

改正狂言三宅本（濁点・読点を補う。合字は開く。異体字は原則正字とする。以下同）

①、薩摩守 謡入（万蔵家へ本・藤江本）
名乗シカ／＼、文句常之通、夫より茶を呑所に、秀句習所

等、何レも如常、

僧へ阿、船頭舟がかへる 舟頭へ爰な者が云出した事ハ、ト云テツキ出ス、船頭下ニシウロ（ジヨロ）クミ居ル、僧へ申、船頭殿、申く船殿 船頭へかしましい何事じやぞいやい、舟の内での様な事ハいわぬ者でござるか、船頭へどこにか舟の内での様な事を云物でおりやるか、へ舟中不案内にござる、其上出家の事でござる、どふぞ堪忍をしておせて下され、舟頭へソウジヤト云テ、右ノ手下ヲ打、カイ棹持テ立テ、

法の人にてまませば。船をばいかでおしむべき、とくくめされ候へ ト云テ船寄る、アドヤツトナト云、飛びテ船ニノル、是ヨリ何レモ如常、船ノ着前謡アリ、（但謡々僧ノ後口へ行、立セテ舟ニ乗ル形モアルナリ）

入道具（菅笠、カイ棹、茶碗） シテ船頭（嶋、括り袴、布羽織、脚半、但シ燕尾、髭ニテモ、別ニ長袴事候也） アド出家（僧、ク、リ袴、脚半、水衣、腰帶、能力頭巾） 小アド茶屋（寫、袷、肩衣、腰帶）

田口コメント

万蔵家にもこの演出はあり、萬師が演じられたこともあ

るとの事である。五世万造（萬齋）時代から演じていたことと、その頃は「改正」の意識があったのかもしれない。ただし現在は特に改正と意識せずに、別演出と理解されている。ポイントになる船頭の謡は能（兼平）において、シテ舟人が旅僧に便船を求められ、一旦は断るものの、旅僧が「出家の事にて候へば別の御利益に、舟を渡してたび給へ」と願うのに対し、「見馴れぬ人なれど、法の人にてまませば、船をばいかで惜しむべき、とくく召され候へ」と謡って乗せる場面で用いられる。僧と船頭の関係は確かに狂言と一致しており、能を熟知する観客にとっては、「なるほど」と共感できる「改正」であつたらう。しかし、現在のように、能（兼平）に縁遠い観客が多数を占める場では、この船頭の謡は、いかにも唐突に過ぎると言えよう。謡のお弟子が多数を占める小さな場であれば、今日でも生きるかもしれない。これはそのような特定の場を指した一過的な「改正」と評価できる。

②、棒縛 改正（万蔵家へ本・藤江本）

へアド名乗、呼出シ、何れモ如常、少シモ違不申、太郎冠者次郎冠者シバラレル所同断、アド留主云付テ出ル如常、

此様ニ縛レテ居モ一入酒呑タイト云文句ありテ、酒藏へ行、シテ酒藏開等如常、藏え這入、先呑ト云テ呑テ見ル呑ニクシ、次郎冠者ニ呑ス、又汲呑テ見ル、呑ズ、次良冠者又呑、(藤江本ノマストテ)ケナリガル、次良冠者呑シ様ガアリサウナモノジヤト云、シテ仕様がアルト云テ、又汲、次良冠者ニ持セテ呑、如常呑テ、シテへどうもきうくつな、何卒仕様が有そふな物じや、次良へ身共の繩はどうやら解けそふなト云内繩トケル、そりや、解けた、太良へ何じや解けた、(田口注、以下「そりり(やの誤)とけた」まで朱書入れ、「どれく」に続く。万藏家へ本・藤江本になし)

次へいづれ仕様が有そふな物じや、シテへそちが繩ハ解ケそふにハないか、二へどふやらとけそふな、太へそれならば、そちを向け、解いてみよ、次へお、心得た、太へそりりとけた

次良へどれく汝もといてやろうト云テ太良冠者の繩モ解て(万藏家ヤル・藤江本ヤル也) 太良へ是でゆるりとしたト云テ又呑、小謡一番宛酌スル、小舞何ニテモ一番宛舞ナリ、シテ小舞済ギハニアド出テ、橋懸リ立テ、シテ小舞済テ、ミジカキ小謡可然

只今戻て御座る、両人の者が待て居るであらう、やい／＼

戻たぞ、是はいかな事、あの様ニしておいてさへ、繩を解て(土)藏え這入て酒を呑ふで居る、扱もく腹の立事じヤト云テ盃ノ後え居テ立テ居ル、サアく呑メト云テ二人寄ル、顔ウツル、二人見付る所如常、此通謡ニウタウト云、嬉しや爰に酒あり、へ主は壱人、へ影は二人、爰ニテ二人シテ盃ヲ持立テ正面え出ル、アドモ一所ニ出ル、爰ニテ跡えサガリ、二人共尻り落シハダルアト、へ三ツ主の夜の盃に主を乗せて、主とも思ハぬ内の者かな、背(藤江本ヲ扇ニテ)打、次良冠者追入ナリ、此間ニシテ今一ツト云テ、又汲呑モヨシ、是よりシテ本追込ニテ入也

入道具(藤江本葛桶蓋、ボウジ布三筋、丸棒)

シテ太郎冠者出立如常(藤江本嶋、袷、袴、肩衣、腰帶)アド主、出立同断(藤江本熨斗目、長上下、少少刀)小アド次郎冠者出立同断

田口コメント

「改正」のポイントは第一に繩を解いて舞うこと、第二にキリの〈松風〉の謡の中で、前後に移動すること、の二つである。繩を解く演技はすでに天理本狂言六儀に見え、波形本にも引き継がれ、宗家系では普通の演出だった。野村

又三郎家で演じられているのを観たことがあるが、解けるならなんでもっと早く、と思わせるところがある。宗家系でも古典文庫本などは縛られたまま舞つた後に縄を解いて舞うという演出も併記する。大蔵流は虎明本以来、縄を解かない。鶯流最古本の延宝忠政本、続く寛政有江本では縄を解かず、舞も舞わない。改正本の記述から見ても、三宅派では宗家系と違って、大蔵流と同じ、縄を解かずに舞を舞うという演出（万蔵家と同じ）だったと推量される。宗家系に始めから存在していた縄を解く演出を、わざわざ「改正」として位置付けていることは、この「改正」の作業が宗家系によるものではなく、三宅派によるものだという推量を確実なものとするであろう。第二について、万蔵家では、縄を解かないけれど、盃を持って正面へ出、下がる演技はおこなっている。

③、業平餅 臺鋸り（万蔵家へ本・藤江本）

後見二人臺持出テワキ座ニ直ス、又切戸ヨリ入ルト、アド出テ名乗、シカく云テ、大小ノ前、座ニ付也、シテ各出ル如常也、是ヨリ傘持ノ古歌ジヤヨノスミテ、是ニ休息所ト見ヘテ店ガアルト云テ、シテ臺ノ上へ上ル、何レモ（万

蔵家本「ユルリ」、藤江本「エルリ」リト休メ（万蔵家本藤江本ト）云、供不残地謡座ニ並、下二居ルト、餅屋出テ餅出、是ヨリ常ノ通也、

シテ舞過テ、餅屋申くお前はどなたで御座る、問ふ、シテ朝臣在原といふ、

餅屋へすれば承及る好色なお方で御座る、夫ならば御酒を一ツ献ジとふござる、シテへ其の様な事ハよしにせい、餅屋へ暫御待被成て被下、ト云テ盃持テ出ル、一ツ召上られて被下ふならば難有ふ存まする、シテへ夫ならば一ツ吞ふ、ついでくれト云テシテ吞テ、へ扱是を下くへ廻せ、餅屋へ畏て御座る、さあく何れも一ツあがりませト云テ順ニ盃送、何れも一ツ宛吞テ次え送ル、供（藤江本皆）吞仕舞ト、シテへ何れも盃が廻たならば思ひくいて休息をせい、各へ畏て御座るト云テ各切戸ヨリ入也、傘持壱人残り橋ガ、リ行ねル、是ヨリ跡娘ノ事ヲ頼ム、娘連ニ行間ニ餅喰、何れも仕（万蔵家廻）迄（藤江本仕方等）如常、少シモ相違ナシ、

入道具（藤江本臺、大屋タイ邯鄲ノ通り、葛桶、太刀、シカウ、弓矢、長柄袋ニ入テ、沓、ヤナイハコ、三宝木地、葛桶蓋）

シテ（藤江本業平、唐織、指ヌキ、下袴ノ内、単狩衣、腰ヲビ、冠ライタゞキ、末広持テ） アド（藤江本モチヤ、嶋、肩衣、コシヲビ） 供各（藤江本小アド 乙、振袖、箔、女帯、葛平本結ヲカケ、カヅキ、乙面）（児 振袖、箔、下袴、脚半、腰帯、ハナシ髪、大刀持テ）（藤江本隨身、二人外ニホウイトモ、鬘斗目、袴、腰帯、風折、少サ刀、シコウサシ、末広持、隨身打鳥帽子ニテモ）（藤江本杵持、嶋、ク、リ袴、脚半、白張、腰帯、帽子、ヤナイバコ沓ノセ持出ル）（藤江本長柄持、装束沓持ト同断）

田口コメント

「改正」のポイントは①能（邯鄲）に用いる一畳台に「大屋台」（引立大宮のことか）を出して餅屋とすること、②初めに酒が出て下々まで盃が廻ること、の二点である。「台飾」の演出は、普通に存在しており、万蔵家にもあり、萬師も演じられたことがあるとのことだが、屋台は出ない。

④、猿座頭 改正（万蔵家へ本。藤江本）

初シテ出テシカく、女呼出シ、花見エ行、小舞小唄平家アリ、猿引出テ、女ヲ見テ恋シカケル、何レモ如常、酒ヲ

呑所モ同断、後ニ猿ヲ座頭ニツナグ、女ノキニカ、ルト、シテ直ニ女ヲ呼、女コタエル、

シテへ女共是ニましが居るそふな、どれから放て来ぞト云テ、シテ（藤江本猿ヲ）サグル、サルイカニモシテニナツク、猿引女ヲ連ニ行ト、猿猿引ニ飛付カキサク、猿引キモツブシ、ノク、サル引アセル、ソバエ行ト、猿カキツク、サル引弥アセル、

シテへ扱もくははしほらしい物じや、兩人して連テ戻らふか、女へ一段とよふござらふト云ト、サル引ナヲくアセル、女ノ側へ寄ト（猿ハ）飛付、又サルノ側え寄レバ飛付スル内、シテ女共ニ猿引テ入也、猿引一人跡ニ残、笑止ガル、猿引へ扱もくドウ欲なめにあわせおつた、向後人の妻を盗ふ事ではな、南無三三三しないたり、ト云テ留テ入ルナリ、

入道具（藤江本幣、打杖、引綱、胴服、笠、長杖、葛桶フタ、細キ綱一筋）

シテ（藤江本無地鬘斗目、腰帯、黒衣、角帽子、中啓、杖持テ出ル）（アド）女（藤江本箔、女帯、着（田口注「美」）男、扇子サシテ）（小アド）猿引（藤江本長キ縄付猿引テ出、嶋、袴、布羽織、三尺帯、腰帯、幣サシ、胴服、笠ハ

前へ付ルナリ）猿（藤江本さる皮、弓懸、足袋、帽子、猿面、腰二綱付ル）

田口コメント

萬師『狂言伝承の技と心』（平凡社）には、「猿座頭」は祖父の書いたものによれば「姦通物だからあまりやるな」という」（二八一頁）とある通り、〈猿座頭〉（鶯流〈花見座頭〉）は「結末が残酷で、今日では上演しにくい曲」（『能楽大事典』）である。同大辞典解説では、「ただし和には終曲部が以下のような筋立てになっている派がある」として、この「改正」の演出を載せているが、万蔵家では演じていない。改正の留めは教訓的に過ぎるし、女の翻意も唐突に過ぎる。これでは成功した演出とは言えないであろう。

⑤、改正叡猿（万蔵家口本・ホ本はポイントを絞った記述である。藤江本は台本全文があり、謡には節付がある。また猿歌には朱で型付がある。ここでは万蔵家口本・ホ本を校訂翻刻し、藤江本を参照する。）

初メ替ル事ナシ、但シ太郎冠者太刀ヲ持出ル、狩装束弓矢持出ル、名乗、夫ヨリ言葉アリ、猿引出ル、シテ掛合シカ

く、是迄ノ通りニ皆替ル事ナシ、但シ

猿引へ猿がいきるといわつしやれ、アドへ心得た、どうふ有てもならんと申ます、シへ聞た、最前から云様がわるいによつてじや、のきおらふ、やあやあ猿引、ト此文句ヨシ、夫ヨリシカく、替ル事ナシ、但シ、アドへ其大かりまたでいさせられたらば、猿の皮にきずが付ませふ、爰に猿の一ト打と申て、只一打デ命のうする所が御座ル、是を打ツて上ませふ程にしばしの御暇を下されいと申ます、シテへ夫を身共に尋る事か、ともかくもして、早ふうてといゑ、ト此文句吉、跡ノシカく、センミヤウ替ル事ナシ、扱命ヲ助ル、サル札ヲスル、シカく、色々有、猿ヲ出セト云、サル出テ舞ト、ユルリト見物セウ程ニ、床机ヲ呉イト云テ、アド葛桶持出ル、腰カケサセ、又太刀ヲ持出、シテノ次ニ立テイル、サルノマイ序ノ内、太郎冠者ヲ追廻ス、ヲソレテ（アドニゲ）廻ル所仕様アルベシ、猿モ序舞内イロくシヨウアルベシ、其内ニシテモ少々恐レル心持アリタルモヨシ（專一）、序ヲマウ内ニ、扇ヲヤリ、ヲ庭ニくニテ、少サ刀ヲヤリ、ヨサノトマリニテ太刀ヲヤル、アド座ニツク、（田口注、以下猿歌、口本朱デ胡麻点、ホ本ハ墨、藤江本ハ墨、朱の型付あり）

猿引序へ 猿がさるが参りてまさる目出度能ふつかまつる、おどるが手元たちまわり、かたに小腰をゆりあわせ、しづやかに舞ふたりけり。八つのかつこはらりとてば。じうにの楽もそろふたり、それ音楽の鈴の音わ、よせくる波にもたとへたり。つくし下りの西国舟。ともに八丁へに八丁。拾六丁のろかいを立て、しもにんくの宝の中に。綾やりやうら金蘭鈍子。め(ね)りやうくちば唐織物。かゝる目出度たからの中に、ひとる玉。水とる玉。ひん田の踊ハおもしろやくく ハア 地へ扱もめでたのあきつすや、へこがね升にて。よねはかるく、へお庭にくく花が咲候、花ハ白銀実わこがねく、舟の中に何とおよそ、(此所ニテ猿ハ手枕ニテ)ネル所如常、へとまおしきねにかちを枕にくく、

よさのとまりハどごがとまりぞ、なばかしやくしか、むろがとまりかく、いと、名のたつ秋風に、たそよ妻戸おきりくすく、爰ニテサルシテノタモトニトリツク、ジャレル、シテヲドロキ、シイくト云テ、フリハナシニゲル、是迄アド居テトモニヲウモ吉、物ズキ次第、いとし殿子の御座ルやら、サル引へまわるふく、シテへ何じや廻ルカ、サル引へ大きウ廻ツテ、シテへ大きウ廻つて、サル引へそ

こらできりりと廻つて、シテへきりりと廻つて、サル(シテノシリヲ)カキツク、シテマネス、如常、

犬がほゑ候四ツ辻にくく、ひん田の横田の。浅(若)苗を。しよんぼりくとうへた物、いまくるよめがからふすよの、はらだちや、松の葉ごしに月ミれば、サル引へ向ウへ出テ月ヲミタリ月へ手ヲカヘテミタリしばし曇りて。又さゆるく、ひん田のおどりハ。是迄ぞく、

強へいちのへいだて二のへい立、三に黒駒信濃とおれ、せんど殿こそゆうけんなれ、とまりくおながめつ、。なを千秋や万歳と。たわらをかさねてめんくくに、俵を重ねてめんくくに。俵を重ねてめんくくに。たのしうなるこそ目出たけれ、ウツボ持仕方如常、留メテ入也

入道具 弓矢、鞞、へイ、騎者笠、追竹、小菅笠、引綱(一弓矢 作り物、一カリマタ 木地ニテ銀帛ヲラク、一鞞 ドヒヤウ形宜キ、一追竹 式本、一幣、一猿ノ羽織 仕様アルベシ、一引綱、一小菅笠 大キサハ六七寸斗)シテ 厚板、陣羽織又ハ面白キ殿中羽織ニテモ、下袴、キシヤ(騎者)笠着、鞞ツケ、少サ刀、弓矢持、但着附等スベテ装束物好キアルベシ、

アド 太郎冠者出立如常、太刀持、

猿引（小アド） 出立如常、（小道具腰ニツケル也）

サル 如常（猿皮、面着、引綱ツケテ）

田口コメント

「改正」のポイントには注記にもある「改正ノ時ハ、シテ出立狩装束弓矢持出ル」であつて、詞章ではないと考えられる。「すべて装束物数寄あるべし」というように、演者の工夫が要求されている。騎射笠を着ける大名の姿は、茂山千五郎家が「替装束」としてこれを上演するときに見られる。日本古典文学全集『狂言集』の口絵に写真がある。千五郎家の演出では、この時は冒頭の名乗りを省略することだが、この「改正」ではきちんと名乗っており、確かに「是迄ノ通りニ皆替ル事ナシ（言葉ハ常ノ通、替コトナシ）」なのである。猿引が道行の言葉として「畜生を世話致して飼育ると申ハ、中く、心労な事で御座る」と述懐するが、「改正」にもなつて増補されたものかもしれない。万蔵家では「替」とする演式が「改正」と同じで、猿舞の時に床几にかかり、装束を脱がないのも同じである。

⑥、改正 杭か人か 万蔵家イ本による。ニ・ホ本・藤江

本参照。（田口注、集成本と比較すると、冒頭、主が太郎冠者に留守を言い付け、冠者が独り言を言いながら横になり、〈三井寺〉を語り、寝返りをした後から変わるもので、そこまで省略。藤江本は型付詳細なので（ ）で括つて示す。）

（ラドロイテシテ柱ヘン迄）あ、恐ろしや（ト云フテ跡ノ謡ノ内ニラドロク）、なんじや奥の方が崩る、様な音がした、なんで有たしらぬ、扱々よい肝をつぶした、其上よふ思ふて見れば、此広い内にお留守をしているわ身共甚人じや、頼ふだお方のお留守について内にいた事がないに依て、何共思わぬが中々独り杯いらる、事でわなない、（後ラビツクリシテミテ）あれくあそこや爰がくそくとして、こりやどふも恐ろしうて内にわ居られぬ、何とせふぞ、いやよい事を思ひ出した、お留主を大事にせいと仰られた程に、お屋敷の内を夜廻り致さふ、（田口注、集成は「棒」を持つが、「鑢」を持つ。集成では後にある星が無いことを先に言ひ、隣の窓の火の光、主がいなくても夜廻りしようと言うのは同じなので省略。）

あ、何じや、くちなわか、あ、よい肝をつぶした、やいおのれ其様な道かい元にいると人がふむぞよ、そちゑゆけくやい、人がふむわいやい、ト云テ鑢ノ石突ニカケ、スカシ

ミテ大キニ笑フ、縄じや、笑ウ、こわひくと思ふたれば
なわがくちなわに見えた、あ、よい肝をつぶした事哉、御
用心く、ト云テ廻リカケ、ワキ柱ノ方ニ驚キウシロム
キ、あ、(ヨリムキテヲドロキテイウ) 何じや猫か、色く
の物が出て身共をおびやかし居る、御用心く、此ノシカ
くノ内アド立テソロく一ノ松ヲコシスカシ見テ、猫ヲ
見テヲドロク所ヲ、ヲカシガリ笑ウ也、勿論(カゲニテ、
地謡ノ方ニテ) 忍ビ笑スル也、ホサレヌ様ニスベシ、あ、
何じや、あそこに人がつくほふて居る様な、盗人でないか、
やいくやいそこにいるわ何者じや、物を云ぬか、誰
じや、やあ土じやト云テ笑ウ、あそこにかべ土のつんで有
事をよふ知ツていながら、こわひこわいと思ふによつて、
まつたゞ人の様に見えた、此シカくノ内アドソツトワ
キ座ノ下モノ方へ行キ、ヲカシガル也、あ、此様なおく病
な事では中々夜廻りわでけぬ、其上あの築山のうしろわ(下
ルヨウニシテ) 昼さえ物すこひ所じやによつて気味のわる
い事じや、御用心く(少サクマワル)、あ、気味のわるい
事じや、御用心く、ト云テフルイく上ミズリニナリ、
向ウ方ヲバカリ見テ行、飛石ニツマツキ、ウツブシニコケ
ル、(大小ノ前アタリニテ正面ヘコケル) あいた

くくく、あ、いたやのく、こわひくと思ふによ
つて気が上ミづて、飛石で(アシヲナデテ) した、かひ
ざのさらを打た、あ、いたやのく、こりやも夜廻りもい
らぬ物じや、内へはいらふ、(心得廻ル処) やはり内の方
がましじや、こわいくと思ふ色くの物がおそろしふ
ミゆる事じや、ト云テ廻リカケ、主ヲ見付テ、ヲドロキテ
ニゲル、此前ニ扇ヲ主ヒロゲ、顔ヲカクシテミテイル、シ
テ見付トチャツト下ニイル、

(田口注、以下集成と小異あるが、人か杭かと尋ね、杭と答
えられて安堵し、内へ入ろうとして、)

いやく杭が物を云ふ筈がない、やはり人じや、扱くに
がくしい、何とした物で有ふぞ、そふじや、其為のこの
鐘じや、思ひ切て此鐘で突てくれう、

(田口注、鐘をひつたくれ、脅されて宝の有所を教えるか
ら命を助けてと願ひ、主と分かり、主に外出・宝をとがめ
られて)

シテへ是ハいかな事、あ、こなたわいかいお仕合で御座り
ました、アドへ何と仕合とわ、シテへはて私がこなたじや
と存ましたれバこそ、今の様に致たれ、もし盗人じやと存
ましたらバ(突仕方ヨシ) たゞ一ト突につきころすので御

座りました、(あ、返すくおけがなふてお仕合で御座り
ました) アドへまだ其つれをぬかしをる、此鐘で一ト突に
してくれふぞ、ト云フテ追込入ルナリ、但シシカリトメノ
時ハ如常空腕ト同断、

入道具 一鐘 (巻本)

但シ廻リ四寸斗リ、柄ノ長サ五尺余リ、身巻尺余

リ、箔ヲキ、石ツキ形コシラヘ 黒ヌリ

シテ 太郎冠者出立如常、但シ肩衣裏付ナドヨシ、物好き
アルベキコト

アド ノシメ、長上下、少サ刀、如常)

田口コメント

太郎冠者の臆病さを強調する演出になっている。そのた
めに①(空腕)などに見える朽ち縄(蛇)、②猫などに怖じ
る演技を追加し、③築山のうしろを気味悪く思うなどの場
面を追加する。③などは、広い庭を連想させる。本来の演
出では「屋敷の外を夜廻り」するのだが、「改正」では「お
屋敷の内を夜まわり致さふ」と言つて夜廻りを始めること
にしている。本来は太郎冠者一人が留守をする程度の普通
の屋敷という設定だったものが、大名屋敷を連想させるよ

うな設定に変更されているのである。その結果「そなたの
窓の内」に火影が見える部分も「隣の窓の内」となり、大
名屋敷の中の長屋と理解できる設定となっている。下人を
「老人」召し使うという冒頭の設定は共通なので、「改正」
はそれを無視して、大規模な屋敷内のこととして太郎冠者
の臆病さを強調するように改訂したのである。

〈空腕〉の演出を侵すような改訂である。「冠者一人」と
の矛盾に眼をつむれば、大曲として面白いかもしれない。
万蔵家では常の演出として〈三井寺〉の「山寺」を謡う。
改正とも替とも言わない。

⑦、〈煎物〉万蔵家八本・ホ本、藤江本

万蔵家八本・ホ本はほとんど同文。八本の曲末の朱書演
出注がホ本では墨でその位置に記される。藤江本も囃子物
本文を該当する位置に記す他はほとんど同文。八本・ホ本
の演出注は無く、その代わり本文中に演出を傍記する。道
具・装束付は八本のみ詳細に記す。

集成と同文的なので本文は引用しないが、「山の相談をする
こと」、「煎物売りが相舞にしたいと望むこと」の二点が異
なる。また集成の後半はあらずじのみ。万蔵家八本は「荷

茶屋作り物違ふ」と注し、「煎物売」の道具・装束に詳しく、「改正」のポイントのように思えるが確認できない。

⑧、〈鞠座頭〉藤江本

集成には冒頭「妙音講」の集まりとするが「仲間の参合」とし、それに伴うセリフも替わる。酒盛の中では、平家・小舞の後、碁・将棋・双六の話題が出るが、藤江本は将棋の後に平家・小舞弱法師が出る。蹴鞠の場合は藤江本詳細で、しばらく勾当四人で蹴鞠をした後で、小アド目明が登場しなぶるが、それも詳細。留めは勾当が菊一を追い込む。

Ⅳ「改正狂言」まとめ

「改正狂言」は江戸末期、和泉流三宅派で試みられた新演出である。改正者は幕末・明治の中心的役者、三宅庄市と認められる。知られている「改正狂言」は十曲、その内、「靱猿・杭か人か・業平餅・煎物・鞠座頭・猿座頭・棒縛・薩摩守」の八曲は台本・演出が確認できる。「三人片輪・不聞座頭」の二曲はそれが確認できない。岩波講座能・狂言の別巻『能楽図説』に「狂言の小書」という項があり、「改正」された異式演出と重なると

ころがある。明白に重なるのは「薩摩守謡入」と「業平餅臺飾」の二曲、ほとんど重なりと認定できるのが「棒縛替之留」・「猿座頭替之留」・「靱猿床几之伝」の三曲である。重なる可能性が高いのは「杭か人か謡入」で〈三井寺〉の謡が場面転換のきっかけになるのは同じ。ただし「改正」としてはその後の臆病さが眼目なので、「謡」だけでは決め手に欠ける。「鞠座頭四人立」も藤江本では勾当四人なので、「四人立」と言える。蹴鞠は八人を以て限度とすると云うので、「四人」とする点、「改正」と同じ可能性はある。本文を見ることの出来ない「三人片輪三曲」は、万蔵家でも演じることがあり、三人がそれぞれ姿にふさわしい曲、座頭が〈景清〉の「眼こそ」、いざりが「鉢木」のキリ、おしが「屋島」の「その船軍」になる。和泉流の小書と云われるので、「改正」がそれであった可能性は高い。

「不聞座頭」は問題の曲だが、和泉流では「不見不聞」で、萬師によれば、常は「宇治のさらし」で演じるが、「替」として〈鉄輪〉の「眼に見えぬ鬼とぞなりにける」になる。小舞としても、〈不見不聞〉の演じ方になっているとの事であった。これが改正であつたらう。しかし、曲を代えても後味の悪さはかえって増幅されてしまうであらう。

こうしてみると、台本の伝わらない二曲は、いずれも謡い物

が替わり、それに伴って演技が替わる程度の「改正」で、ポイントさえ押さえれば、新しい台本は必要がなかったと言えるものであった。台本が伝わらないのは、そのような事情によるものかも知れない。

「改正」は現在では「改正」と意識されず、「小書」あるいは「替」として演出に反映しているものがあつた。多くは通常の演出よりも重いものと思われている。これには「改正」であつた時の意識が残っているのかも知れない。

一般論で言えば、能と違つて狂言は、「小書」の時でも出勤料に反映しない。そのためか、「小書」と言わず、「替」と言つたり、断らなかつたりしているのが現状だが、費用の点は別にして、新しい工夫は「小書」として確定しておいた方がいいのではなからうか。勿論、その考案者に断れば、流派に拘わらずそれを用い、なお工夫できるという了解は必要であろうが。狂言の発展のためにはそうあるべきだと考える。「改正」は古い時代のそういう試みであつたと言えよう。

野村萬師にはすべてに亘つてご教示いただいた。お礼申し上げます。

(たぐち かずお／文教大学名誉教授)